

## 申告書の書き方（つづき）

力**⑥給与所得**……………給料、俸給、賃金、賞などの所得です。
勤務先からの源泉徴収票があれば添付してください。
なお、源泉徴収票のない人は申告書裏面「6給与所得の内訳」に記入してください。

給与所得の計算方法

A	給与等の収入金額	_____円
---	----------	--------

申告書の「1収入金額等」の力に「A」の金額を転記してください。

Aの金額	給 与 所 得	Aの金額	給 与 所 得	
～550,999円	0円	1,628,000円 ～1,799,999円	$A \div 4 = a$ (千円未満の端数 切捨て)	$a \times 2.4 + 100,000$ 円
551,000円 ～1,618,999円	A－550,000円	1,800,000円 ～3,599,999円	a	$a \times 2.8 - 80,000$ 円
1,619,000円 ～1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円 ～6,599,999円	_____円	$a \times 3.2 - 440,000$ 円
1,620,000円 ～1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円 ～8,499,999円	A × 0.9－1,100,000円	
1,622,000円 ～1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円～	A－1,950,000円	
1,624,000円 ～1,627,999円	1,074,000円			

　B　上記の表に当てはめて計算した給与所得金額 \_\_\_\_\_円

Aを上記の表に当てはめて計算し、算出された金額Bを申告書の「2所得金額」の⑥に転記してください。ただし、以下の条件⑩又は⑪に当てはまる場合は、下記のとおり計算し、算出された金額を申告書の「2所得金額」の⑥に転記してください。

⑩「A　給与等の収入金額」が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合

- ア　本人が特別障害者に該当する者
- イ　年齢23歳未満の扶養親族を有する者
- ウ　特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

⑪に該当する場合の計算方法

　B－〔A（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円〕×0.1〕

⑫「B　給与所得」の金額と「C　公的年金等に係る雑所得」の金額の合計額が10万円を超える場合
⑬に該当する場合の計算方法

　B－〔給与所得控除後の給与等の金額（10万円超の場合は10万円）＋公的年金等に係る雑所得の金額（10万円超の場合は10万円）－10万円〕

キ**⑦雑所得（公的年金等）**……………国民年金、厚生年金、各種共済年金、恩給などの所得です。
収入金額……………源泉徴収票に記載された金額を記入してください。また、源泉徴収票を申告書に添付してください。
公的年金等（雑所得）の計算

　A　公的年金等の収入金額 \_\_\_\_\_円

申告書の「1 収入金額等」のキに「A」の金額を転記してください。

区 分	Aの金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
以後に生まれた人	～1,299,999円	A－600,000円 （A ≦600,000は0円）	A－500,000円 （A ≦500,000は0円）	A－400,000円 （A ≦400,000は0円）
	1,300,000円 ～4,099,999円	A × 0.75－275,000円	A × 0.75－175,000円	A × 0.75－75,000円
	4,100,000円 ～7,699,999円	A × 0.85－685,000円	A × 0.85－585,000円	A × 0.85－485,000円
	7,700,000円 ～9,999,999円	A × 0.95－1,455,000円	A × 0.95－1,355,000円	A × 0.95－1,255,000円
	10,000,000円～	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円
以前に生まれた人	～3,299,999円	A－1,100,000円 （A ≦1,100,000は0円）	A－1,000,000円 （A ≦1,000,000は0円）	A－900,000円 （A ≦900,000は0円）
	3,300,000円 ～4,099,999円	A × 0.75－275,000円	A × 0.75－175,000円	A × 0.75－75,000円
	4,100,000円 ～7,699,999円	A × 0.85－685,000円	A × 0.85－585,000円	A × 0.85－485,000円
	7,700,000円 ～9,999,999円	A × 0.95－1,455,000円	A × 0.95－1,355,000円	A × 0.95－1,255,000円
	10,000,000円～	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円
C	上記の表に当てはめて計算した公的年金等に係る雑所得金額 _____円			

Aを上記の表に当てはめて計算し、算出された金額Cを申告書の「2所得金額」の⑦に転記してください。

ク**・ケ**⑧**・⑨雑所得（業務・その他）**……副業に係る所得のうち営利を目的とした継続的な業務、シルバー人材センターの配分金、生命保険契約等に基づいて支払いを受ける年金（個人年金）、作家以外の人の原稿料や印税、講演料等の所得です。

コ**・サ**⑩**総合譲渡所得**……………機械・自動車・ゴルフ会員権（土地・建物などは除く）などの資産の譲渡による所得です。
コ「短期譲渡」は保有期間5年以下の資産の譲渡、サ「長期譲渡」は保有期間5年を超える資産の譲渡です。

シ**⑪一時所得**……………賞金、懸賞当せん金、競馬等の払戻金、生命保険の満期受取金等の一時所得です。
※総合譲渡又は一時所得がある場合は、申告書裏面「10総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」を用いて計算し、二の合計額を⑫に転記してください。特別控除の額は、総合譲渡、一時所得それぞれ50万円まで控除することができます。また、総合譲渡の場合は短期分から引き、引ききれないときは長期分から引いてください。

**3.所得から差し引かれる金額に関する事項及び4.所得から差し引かれる金額の記入の仕方**

⑬**社会保険料控除**……令和6年中にあなたや生計を一にする配偶者などの親族が負担することになっている国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、国民年金の保険料などを支払った場合に控除されます。
**特別徴収（年金天引き）により納めている保険料を申告できるのは、年金受給者本人のみです。**
※社会保険料控除については「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑬で計算した合計金額を「4所得から差し引かれる金額」の⑬に転記してください。

⑭**小規模企業共済等掛金控除**……令和6年中にあなたが支払った小規模企業共済等掛金や心身障害者扶養共済掛金がある場合に控除されます。

※小規模企業共済等掛金控除については「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑭及び「4所得から差し引かれる金額」の⑭に金額を記入してください。

⑮**生命保険料控除**……………令和6年中にあなたや配偶者、その他の親族を受取人とする生命保険契約等（一般生命保険、介護医療保険）又はあなたや配偶者を受取人とする個人年金保険契約等に基づいて支払った保険料がある場合に控除されます。

保険料の種類	年間支払保険料	控 除 額 の 計 算		控 除 額
一般生命保険料（合計）	A 新) _____円	Aの金額を下記 新)の計算式に当てはめて計算した額	①新) _____円 (最高28,000円)	③①+②) _____円 (最高28,000円)
	B 旧) _____円	Bの金額を下記 旧)の計算式に当てはめて計算した額	②旧) _____円 (最高35,000円)	イ ②と③の内大きい金額) _____円
個人年金保険料（合計）	C 新) _____円	Cの金額を下記 新)の計算式に当てはめて計算した額	④新) _____円 (最高28,000円)	⑥④+⑤) _____円 (最高28,000円)
	D 旧) _____円	Dの金額を下記 旧)の計算式に当てはめて計算した額	⑤旧) _____円 (最高35,000円)	ロ ⑤と⑥の内大きい金額) _____円
介護医療保険料（合計）	E _____円	Eの金額を下記 新)の計算式に当てはめて計算した額	_____円	ハ _____円 (最高28,000円)
F	イ + ロ + ハ	生命保険料控除額（最高70,000円）		_____円

申告書の「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑮に「A」・「B」・「C」・「D」・「E」の金額を「4所得から差し引かれる金額」の⑮に「F」の金額をそれぞれ転記してください。

※新)生命保険料控除の計算(平成24年1月1日以後の契約)	※旧)生命保険料控除の計算(平成23年12月31日以前の契約)		
年間支払保険料(合計)	控 除 額	年間支払保険料(合計)	控 除 額
～12,000円	A、C又はEの全額	～15,000円	B又はDの全額
12,001円～32,000円	A、C又はE×0.5＋6,000円	15,001円～40,000円	B又はD×0.5＋7,500円
32,001円～56,000円	A、C又はE×0.25＋14,000円	40,001円～70,000円	B又はD×0.25＋17,500円
56,001円～	28,000円	70,001円～	35,000円

新契約と旧契約の両方について申告される場合、それぞれの計算した控除額を合計しますが、最高限度額は2万8千円になります。この場合の一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料の3つの保険料控除額の合計の限度額は7万円です。

⑯**地震保険料控除**……………令和6年中にあなたや配偶者、その他の親族が有している居住用家屋・生活用動産を保険や共済の目的とする契約で、かつ、地震、噴火又は津波等を原因とする火災、損壊等による損害の額をてん補する保険金や共済金が支払われている場合に控除されます。
【経過措置】平成18年12月31日までに締結した一定の長期損害保険契約については従前の損害保険料控除が適用されます。

※地震保険料控除額の計算					
A	地震保険料(合計) _____円	B	旧長期損害保険料(合計) _____円		
C	Aの金額	地震保険料の控除額	D	Bの金額	旧長期損害保険料の控除額
地 震 保 険 料	～50,000円	Aの金額×0.5 _____円	旧長期損害保 険料	～5,000円	Bの金額 _____円
	50,001円～	25,000円		5,001円 ～15,000円	B × 0.5 + 2,500円 _____円
E	C + D	地震保険料控除額(最高25,000円) _____円			

申告書の「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑯に「A」・「B」を「4所得から差し引かれる金額」の⑯に「E」の金額をそれぞれ転記してください。

⑰～⑱**寡婦控除**……………あなたが次のいずれかに該当する場合に控除されます。
⑰夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人。
⑱夫と死別した後婚姻していない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人。

⑲～⑳**ひとり親控除**……令和6年12月31日の現況で、婚姻をしていないこと又は配偶者の生死が明らかでない一定の人のうち、次の要件全てに当てはまる場合控除されます。
⑲その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。
⑳生計を一にする子がいること。
この場合の子は、令和6年中の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。
㉑合計所得金額が500万円以下であること。

本 人	配偶関係	死 別	離 別	未婚のひとり親	
女 性	本人所得	500万円以下	500万円以下	500万円以下	
	有 子	子	30万円	30万円	30万円
		子以外	26万円	26万円	－
無	26万円	－	－		
本 人	配偶関係	死 別	離 別	未婚のひとり親	
女 性	本人所得	500万円以下	500万円以下	500万円以下	
	有 子	子	30万円	30万円	30万円
		子以外	－	－	－
無	－	－	－		

※該当する場合は、⑰～⑱「**口寡婦控除**」「**口ひとり親控除**」と〔〕内の当てはまる項目に✓を記入してください。
※寡婦・ひとり親控除に該当する場合は、控除額を「4所得から差し引かれる金額」の⑰～⑱に記入してください。

⑲**勤労学生控除**……あなたが特定の学生、生徒等で令和6年中の合計所得金額が75万円以下であり、給与所得等以外の所得が10万円以下の場合に控除されます。

◆控除額 26万円 ※該当する場合は⑲「口勤労学生控除」に ✓ し、(学校名)を記入してください。
⑳**障害者控除**……………あなたや配偶者その他の親族（同一生計配偶者や扶養親族）が障害者である場合に控除されます。
◆控除額 障 害 者 26万円：身体3～6級、療育B及びC、精神福祉2級及び3級、「**障害者控除対象者認定書**」に「**障害者**」と記載のある人
特別障害者 30万円：身体1級及び2級、療育O A及びA、精神福祉1級、「**障害者控除対象者認定書**」に「**特別障害者**」と記載のある人

※配偶者又はその他の親族が同居の特別障害者である場合は、特別障害者控除の額に23万円を加算します。
※該当する場合は、㉑「障害者控除」に障害者の氏名・障害の程度を必ず記入してください。
※勤労学生控除・障害者控除に該当する場合は、控除額の合計を「4所得から差し引かれる金額」⑲～㉑に記入してください。
※障害者控除対象者認定書は健康増進課にお問い合わせください。

㉑～㉒**配偶者控除**……………あなたと生計を一にする配偶者の令和6年中の合計所得金額が48万円以下の場合に控除されます。
◆控除額は、次の表のとおりです。

㉑～㉒**配偶者特別控除**……………あなたの令和6年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合に控除されます。
◆控除額は、次の表の配偶者の令和 6 年中の合計所得金額の欄により該当する箇所が控除額になります。

		納税者本人（扶養する人）の合計所得金額				
		配偶者の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配 偶 者 控 除	70歳未満 (控除対象配偶者)	4 8 万 円 以 下	3 3 万 円	2 2 万 円	1 1 万 円	
	70歳以上 (老人控除対象配偶者)		3 8 万 円	2 6 万 円	1 3 万 円	
配 偶 者 特 別 控 除	4 8 万 円 超 1 0 0 万 円 以 下	3 3 万 円	2 2 万 円	1 1 万 円		
	1 0 0 万 円 超 1 0 5 万 円 以 下	3 1 万 円	2 1 万 円	1 1 万 円		
	1 0 5 万 円 超 1 1 0 万 円 以 下	2 6 万 円	1 8 万 円	9 万 円		
	1 1 0 万 円 超 1 1 5 万 円 以 下	2 1 万 円	1 4 万 円	7 万 円		
	1 1 5 万 円 超 1 2 0 万 円 以 下	1 6 万 円	1 1 万 円	6 万 円		
	1 2 0 万 円 超 1 2 5 万 円 以 下	1 1 万 円	8 万 円	4 万 円		
	1 2 5 万 円 超 1 3 0 万 円 以 下	6 万 円	4 万 円	2 万 円		
	1 3 0 万 円 超 1 3 3 万 円 以 下	3 万 円	2 万 円	1 万 円		
	1 3 3 万 円 超	0 円	0 円	0 円		

㉑～㉒**同一生計配偶者**……あなたの令和 6 年中の合計所得金額が1,000万円を超え、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合、控除の適用はありませんが、扶養親族の数には含まれます。
また、同一生計配偶者が障害者控除に該当する場合は控除額が加算されます。

※配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者に該当する場合は、「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の㉑～㉒「配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」に配偶者の氏名・生年月日・令和 6 年中の合計所得金額を記入してください。また配偶者控除・配偶者特別控除に該当する場合は、控除額を「4所得から差し引かれる金額」の㉑～㉒に記入してください。

㉓**扶養控除**……令和 6 年 12 月 31 日現在で、あなたと生計を一にする親族（配偶者を除く）のうち令和 6 年中の合計所得金額が48万円以下の場合に控除されます。

◆年少扶養親族（生年月日が平成21年1月2日以後の人（年齢16歳未満の人））控除対象外
◆特定扶養親族（生年月日が平成14年1月2日～平成18年1月1日までの人（年齢19歳以上23歳未満の人））45万円
◆老人扶養親族（同居老親等以外）（生年月日が昭和30年1月1日以前の人（年齢70歳以上の人））38万円
◆老人扶養親族（同居老親等）※老人扶養親族に該当する人が父母、祖父母などで同居している場合45万円
◆その他の扶養親族（生年月日が平成18年1月2日～平成21年1月1日までの人（年齢16歳以上19歳未満））33万円
（生年月日が昭和30年1月2日～平成14年1月1日までの人（年齢23歳以上70歳未満））

※この控除を受ける人は、「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の㉓の同居・別居の該当に ✓ をつけ、控除対象扶養親族の氏名・生年月日・続柄を記入し控除額の合計を「4所得から差し引かれる金額」の㉓に転記してください。

※年少扶養親族に該当する人は、必ず「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の㉓扶養控除欄の下の「16歳未満の扶養親族（控除対象外）」に同居・別居の該当に ✓ をつけ、扶養親族の氏名・生年月日・続柄を記入してください。

㉔**基礎控除**……………令和 6 年中のあなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合に控除されます。

合計所得金額	基礎控除額	
2,400万円以下	43万円	
2,400万円超～2,450万円以下	29万円	※該当する基礎控除額を「4所得から差し引かれる金額」の㉔に記入してください。
2,450万円超～2,500万円以下	15万円	

⑳**雑損控除**……………令和6年中にあなたや生計を一にする配偶者などの親族（総所得金額等が48万円以下）が、災害などにより住宅、家財などに損害を受けた場合に控除されます。

※雑損控除額の計算		
A	損害金額(合計)	_____円
B	保険金などで補填される金額	_____円
C	A－B(差引損失額)	_____円
D	申告書の㉑+退職所得金額+山林所得金額	_____円
E	D×0.1	_____円
F	C－E	_____円
G	Cのうち災害関連支出の金額	_____円
H	G－50,000円	_____円
I	FとHのいずれが多い方の金額	_____円
	雑損控除額	_____円

申告書の「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の㉔に「A」・「B」・「G」を「4所得から差し引かれる金額」の㉔に「I」の金額をそれぞれ転記してください。

㉗**医療費控除**……令和 6 年中にあなたや生計を一にする配偶者などの親族（同居の有無は問いません）のために支払った医療費が一定の金額以上ある場合に控除されます。

※医療費控除額の計算		
A	支払った医療費(合計)	_____円
B	保険金などで補填される金額	_____円
C	A－B	_____円
D	申告書の㉑+退職所得金額+山林所得金額	_____円
E	D×0.05	_____円
F	100,000円とEのいずれが少ない方の金額	_____円
G	C－F	_____円
	医療費控除額(最高200万円)	_____円

申告書の「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の㉔に「A」・「B」を「4所得から差し引かれる金額」の㉔に「G」の金額をそれぞれ転記してください。
※医療費控除を受ける場合、必ず「**医療費控除の明細書**」を記入の上、添付してください。添付がない場合は、医療費控除を受けられません。